

第6 税率

令和6年度県税の課税標準および税率一覧表

(R7.3.31現在)

税目	課 税 標 準	税 率	納 期
県 民 税	<p>個人</p> <p>○均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所を有する個人 ・県内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所または家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 <p>○所得割</p> <p>　　県内に住所を有する個人の前年中課税所得金額</p> <p>法人</p> <p>○均等割</p> <p>　　県内に事務所、事業所または寮等を有する法人および法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</p> <p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税法の規定により算定した「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回っているときは、「資本金+資本準備金」により、税率を算出します。</p>	<p>1,500円</p> <p>課税所得金額の4/100</p> <p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行なうものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもの 　　年額2万円</p> <p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超えるもの 　　年額5万円</p> <p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるもの 　　年額13万円</p>	<p>(1)賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と合わせて行う。</p> <p>(2)納付（納入）期限は市町村民税と同じ。</p> <p>(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p> <p>(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）</p> <p>(3)公共法人および公益法人等で収益事業を行わないもの 　　4月30日まで</p>

県民税	○法人税割 県内に事務所または事業所を有する法人の法人税額	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもの 年額54万円 5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額80万円 1. 8/100 (資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1,000万円以下の法人にあっては、1.0/100)	
	利子割 支払を受ける利子等の額	利子等の額の5/100	金融機関などが毎月分を翌月10日までに申告納入
	配当割 支払を受ける配当等の額	配当等の額の5/100	株式会社などが毎月分を翌月10日までに申告納入（源泉徴収口座を利用する場合は、証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し、翌年の1月10日までに申告納入）
	株式等譲渡所得割 支払を受ける株式等譲渡益の額	株式等譲渡益の額の5/100	証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し翌年の1月10日までに申告納入
事業税	個人 前年中の所得 (事業税の各種控除した後の金額)	第1種 課税所得の 5/100 第2種 課税所得の 4/100 第3種 (次に掲げるものを除く) 5/100 あん摩業等 3/100	個人 1期 8月31日まで 2期 11月30日まで

事業税	<p>法人</p> <p>○外形標準課税法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人で、所得金額課税がなされている法人（公益法人、特別法人等を除く。））</p> <p>各事業年度の付加価値額、資本金等の額および所得</p> <p>○特別法人</p> <p>各事業年度の所得（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業に係るもの）を除く。）</p> <p>○普通法人（外形標準課税法人および特別法人以外の法人）</p> <p>各事業年度の所得（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業に係るもの）を除く。）</p>	<p>各事業年度の付加価値額 1.2/100 各事業年度の資本金等の額 0.5/100</p> <p>令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度</p> <p>各事業年度所得のうち</p> <p>年400万円以下の金額 0.4/100 年400万円を超える年800万円以下の金額 0.7/100 年800万円を超える金額 1.0/100 (3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあっては、一律1.0/100)</p> <p>令和4年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>各事業年度の所得金額 1.0/100</p> <p>年400万円以下の金額 3.5/100 年400万円を超える金額 4.9/100 (3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあっては、一律4.9/100)</p> <p>年400万円以下の金額 3.5/100 年400万円を超える年800万円以下の金額 5.3/100 年800万円を超える金額 7.0/100 (3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあっては、一律7.0/100)</p>	<p>(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p> <p>(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業税	○収入金額課税法人（送配電事業、導管ガス供給業、保険業および貿易保険業を行う法人） 各事業年度の収入金額	各事業年度の収入金額 1.0/100	
	○収入金額課税法人（発電・小売電気事業等を行う法人で、資本金等の額が1億円を超える法人） 各事業年度の付加価値額、資本金等の額、収入金額	各事業年度の付加価値額 0.37/100 各事業年度の資本金等の額 0.15/100 各事業年度の収入金額 0.75/100	
	○収入金額課税法人（発電・小売電気事業等を行う法人で、資本金等の額が1億円以下の法人等） 各事業年度の収入金額および所得	各事業年度の収入金額 0.75/100 各事業年度の所得金額 1.85/100	
	○収入金額課税法人（特定ガス供給業を行う法人） 各事業年度の付加価値額、資本金等の額、収入金額	令和4年4月1日以後に開始する事業年度 各事業年度の付加価値額 0.77/100 各事業年度の資本金等の額 0.32/100 各事業年度の収入金額 0.48/100	

※ 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、解散日現在の税率を適用する。

税目	課税標準	税率				納期
地方消費税	譲渡割 国内取引に係る消費税額 貨物割 輸入取引に係る消費税額	標準税率：2.2% (消費税額の22/78) 軽減税率：1.76% (消費税額の22/78)				国(税務署)において、消費税の例により、消費税と併せて行う
						国(税關)において、消費税の例により、消費税と併せて行う
不動産取得税	不動産の価格	不動産の種類	土地	家屋		隨時 (知事が納税通知書に定めるところによる)
		不動産の取得日		住宅	住宅以外の家屋	
		～ H15. 3. 31		4/100	4/100	
		H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31		3/100 R9. 3. 31まで	3/100	
県たばこ税	売渡しましたは消費等に係る製造たばこの本数	H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31	3/100 R9. 3. 31まで		3.5/100	毎月分を翌月末まで
		H20. 4. 1～			4/100	

税目	課税標準	税率				納期
ゴルフ場利用税	定額課税 利用人員	ゴルフ場 1人1日につき				毎月分を 翌月15日まで
		1 級	1,200円			
		2 級	1,150円			
		3 級	1,080円			
		4 級	1,010円			
		5 級	940円			
		6 級	870円			
		7 級	800円			
		8 級	730円			
		9 級	660円			
		10 級	590円			
自動車税 (種別割)	自動車の 台 数	区分		年 税 額		
		車種別		自家用		営業用
		乗用車	R1.9.30 まで	R1.10.1 から		
			総排気量 1.0L以下	29,500	25,000	7,500
			1.0L超~1.5L以下	34,500	30,500	8,500
			1.5L超~2.0L以下	39,500	36,000	9,500
			2.0L超~2.5L以下	45,000	43,500	13,800
			2.5L超~3.0L以下	51,000	50,000	15,700
			3.0L超~3.5L以下	58,000	57,000	17,900
			3.5L超~4.0L以下	66,500	65,500	20,500
			4.0L超~4.5L以下	76,500	75,500	23,600
			4.5L超~6.0L以下	88,000	87,000	27,200
			6.0L超~	111,000	110,000	40,700
		普通トラック	最大積載量1t以下	8,000	6,500	5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徵 収)
			1 t 超~2t以下	11,500	9,000	
			2 t 超~3t以下	16,000	12,000	
			3 t 超~4t以下	20,500	15,000	
			4 t 超~5t以下	25,500	18,500	
			5 t 超~6t以下	30,000	22,000	
			6 t 超~7t以下	35,000	25,500	
			7 t 超~8t以下	40,500	29,500	
			8 t 超~9t以下	46,800	34,200	
			9 t 超~10t以下	53,100	38,900	
		貨客兼用車	10 t 超~11t以下	59,400	43,600	
			11 t 超~12t以下	65,700	48,300	
		以後1tまで増すごとに自家用6,300円、営業用4,700円 を加算した額				
		最大積載量 1 t 以下	最大積載量 1.0L以下	13,200	10,200	
			1.0L超~1.5L以下	14,300	11,200	
			1.5L超	16,000	12,800	
		最大積載量 1 t 超	最大積載量 1.0L以下	16,700	12,700	
			1.0L超~1.5L以下	17,800	13,700	
			1.5L超	19,500	15,300	

自動車税 (種別割)	自動車の台数	けん引車	普通型 小型	20,600 10,200	15,100 7,500	5月31日まで (新規登録分等は、届出時に証紙徵収)		
		被けん引車	普通最大積載量 8t以下 8t超～9t以下 9t超～10t以下 10t超～11t以下 11t超～12t以下 12t超～13t以下 13t超～14t以下 14t超～15t以下 15t超～16t以下 16t超～17t以下 17t超～18t以下 18t超～19t以下 19t超～20t以下 20t超～21t以下	10,200 15,300 20,400 25,500 30,600 35,700 40,800 45,900 51,000 56,100 61,200 66,300 71,400 76,500	7,500 11,300 15,100 18,900 22,700 26,500 30,300 34,100 37,900 41,700 45,500 49,300 53,100 56,900			
		以後1tまで増すごとに自家用5,100円、営業用3,800円を加算した額						
		小 型		5,300	3,900			
		二般乗合バス	定員30人以下 30人超～40人以下 40人超～50人以下 50人超～60人以下 60人超～70人以下 70人超～80人以下 80人超	12,000 14,500 17,500 20,000 22,500 25,500 29,000	12,000 14,500 17,500 20,000 22,500 25,500 29,000			
		バス(その他)	定員30人以下 30人超～40人以下 40人超～50人以下 50人超～60人以下 60人超～70人以下 70人超～80人以下 80人超	33,000 41,000 49,000 57,000 65,500 74,000 83,000	26,500 32,000 38,000 44,000 50,500 57,000 64,000			
		三輪の小型自動車			6,000	4,500		
		三輪の小型自動車に属するけん引車			5,300	3,900		
		特種	靈柩車	普通型 小型	17,000 10,000	12,500 7,500		
			その他 (タンク車等を除く)	普通型 小型	25,500 12,000	18,500 9,000		
(注) 積雪地域として特に県で指定した地域の自動車に対しては、上記年税額に次の割合を乗じた額となります。								
運行できない期間 2月以上3月末満 10分の8.5								

税目	課税標準	税率	納期
鉱区税	鉱区の面積	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 (1)のそれぞれ3分の2の税率 (3) 砂鉱を目地とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額200円	5月31日まで
狩猟税	狩猟者登録件数	(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に規定する以外のもの 16,500円 (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 (3) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者または同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 (5) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	狩猟者の登録を受ける日(証紙徴収)
県固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	1期 4月末日まで 2期 7月末日まで 3期 12月末日まで 4期 2月末日まで
自動車税環境性能割	自動車取得価額 (取得価額が50万円以下免税)	別紙に記載	登録、届出時(証紙による)
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの引取の数量	軽油1キロリットルにつき 32,100円	毎月分を翌月末日まで

税目	課税標準	税率	納期
核燃料税	価額割 発電用原子炉に 挿入された核燃 料の価額	価額の8.5/100	核燃料を挿入した 日(定期検査の期間 内に行われた場合 は、当該定期検査が 終了した日)の属す る月の翌月末日ま で
	出力割 発電用原子炉の 熱出力	熱出力1,000キロワットにつき 51,200円 (廃止措置中は税率を2分の1とする。)	毎年6月、9月、12月、 3月の末日の翌日か ら起算して2月以内
	搬出促進割 発電用原子炉に 5年を超えて貯 蔵されている使 用済燃料の重量	使用済燃料1キログラムにあたり 375円	毎年6月、9月、12月、 3月の末日の翌日か ら起算して2月以内

税目	課税標準	税率	納期
地方法人特別税・特別法人事業税	法人事業税の所 得割額または収 入割額	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業 年度 外形標準課税法人 所得割額の414.2/100 所得金額課税法人 所得割額の 43.2/100 収入金額課税法人 収入割額の 43.2/100 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業 年度 (特別法人事業税) 外形標準課税法人 所得割額の260.0/100 所得金額課税法人(普通法人) 所得割額の 37.0/100 所得金額課税法人(特別法人) 所得割額の 34.5/100 収入金額課税法人 収入割額の 30.0/100	法人事業税の申告 と併せて納付する。

地方法人特別税・特別法人事業税	<p>令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度 (特別法人事業税)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">外形標準課税法人</td><td style="width: 50%;">所得割額の 260.0/100</td></tr> <tr> <td>所得金額課税法人（普通法人）</td><td>所得割額の 37.0/100</td></tr> <tr> <td>所得金額課税法人（特別法人）</td><td>所得割額の 34.5/100</td></tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td><td>収入割額の 30.0/100</td></tr> <tr> <td colspan="2">（送配電事業、ガス供給業、保険業等を行う法人）</td></tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td><td>収入割額の 40.0/100</td></tr> <tr> <td colspan="2">（発電事業、小売電気事業等を行う法人）</td></tr> </table> <p>令和4年4月1日以後に開始する事業年度 (特別法人事業税)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">外形標準課税法人</td><td style="width: 50%;">所得割額の 260.0/100</td></tr> <tr> <td>所得金額課税法人（普通法人）</td><td>所得割額の 37.0/100</td></tr> <tr> <td>所得金額課税法人（特別法人）</td><td>所得割額の 34.5/100</td></tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td><td>収入割額の 30.0/100</td></tr> <tr> <td colspan="2">（送配電事業、導管ガス供給業、保険業等を行う法人）</td></tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td><td>収入割額の 40.0/100</td></tr> <tr> <td colspan="2">（発電事業、小売電気事業等を行う法人）</td></tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td><td>収入割額の 62.5/100</td></tr> <tr> <td colspan="2">（特定ガス供給業を行う法人）</td></tr> </table>	外形標準課税法人	所得割額の 260.0/100	所得金額課税法人（普通法人）	所得割額の 37.0/100	所得金額課税法人（特別法人）	所得割額の 34.5/100	収入金額課税法人	収入割額の 30.0/100	（送配電事業、ガス供給業、保険業等を行う法人）		収入金額課税法人	収入割額の 40.0/100	（発電事業、小売電気事業等を行う法人）		外形標準課税法人	所得割額の 260.0/100	所得金額課税法人（普通法人）	所得割額の 37.0/100	所得金額課税法人（特別法人）	所得割額の 34.5/100	収入金額課税法人	収入割額の 30.0/100	（送配電事業、導管ガス供給業、保険業等を行う法人）		収入金額課税法人	収入割額の 40.0/100	（発電事業、小売電気事業等を行う法人）		収入金額課税法人	収入割額の 62.5/100	（特定ガス供給業を行う法人）	
外形標準課税法人	所得割額の 260.0/100																																
所得金額課税法人（普通法人）	所得割額の 37.0/100																																
所得金額課税法人（特別法人）	所得割額の 34.5/100																																
収入金額課税法人	収入割額の 30.0/100																																
（送配電事業、ガス供給業、保険業等を行う法人）																																	
収入金額課税法人	収入割額の 40.0/100																																
（発電事業、小売電気事業等を行う法人）																																	
外形標準課税法人	所得割額の 260.0/100																																
所得金額課税法人（普通法人）	所得割額の 37.0/100																																
所得金額課税法人（特別法人）	所得割額の 34.5/100																																
収入金額課税法人	収入割額の 30.0/100																																
（送配電事業、導管ガス供給業、保険業等を行う法人）																																	
収入金額課税法人	収入割額の 40.0/100																																
（発電事業、小売電気事業等を行う法人）																																	
収入金額課税法人	収入割額の 62.5/100																																
（特定ガス供給業を行う法人）																																	

※ 課税標準となる「所得割額または収入割額」は、課税免除、不均一課税、仮装経理控除、租税条約控除または減免の適用を受けている場合は、これらの適用を受ける前の額による。

自動車税種別割のグリーン化および自動車税環境性能割の特例等

1 自動車税種別割

自動車税種別割について、排気ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税収中立を前提に講ずる。

○環境負荷の小さい自動車（軽課）

- 令和5～7年度に登録した次の自動車は、翌年度の自動車税種別割が次のとおり軽減される。

【自家用】

対象自動車	軽課措置
・電気自動車（燃料電池自動車を含む）	おおむね75%軽減
・天然ガス自動車	
・プラグインハイブリッド車	

【営業用】

対象自動車	軽課措置
・電気自動車（燃料電池自動車を含む）	おおむね75%軽減
・天然ガス自動車	
・プラグインハイブリッド車	
「★★★★★」かつ「令和12年度燃費基準90%達成」かつ令和2年度燃費基準達成	
「★★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%達成」かつ令和2年度燃費基準達成 (令和6年度登録分まで)	おおむね50%軽減

「★★★★★」…平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車

○環境負荷の大きい自動車（重課）

対象自動車	重課措置
バス・トラック以外	新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車
	新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車 (LPG車を含む)
バス・トラック	新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車
	新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車 (LPG車を含む)

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗用バスおよび被けん引自動車は除く。

2 自動車税環境性能割

○税率

・令和6年1月1日～令和7年3月31日

●乗用車

区分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車				
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税
令和12年度燃費基準85%達成				
令和12年度燃費基準80%達成	1%			
令和12年度燃費基準70%達成	2%	1%	0.5%	
令和12年度燃費基準60%達成	3%	2%	1%	
上記以外			2%	

●乗用車（ディーゼル車）

区分		税率	
		自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準達成（クリーンディーゼル車）	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準85%達成		
	令和12年度燃費基準80%達成	1%	
	令和12年度燃費基準70%達成	2%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成	3%	1%
	上記以外または令和2年度燃費基準未達成		2%

●軽量車（車両総重量2.5t以下のトラック）

区分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車等				
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★	非課税	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準+5%達成			
	令和4年度燃費基準達成	1%	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	2%	1%
	上記以外	3%		2%

●中量車（車両総重量3.5t以下のバス）

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★★	令和2年度燃費基準+5%達成	
	★★★★★	令和2年度燃費基準達成	1%
	★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税
	★★★★	令和2年度燃費基準+5%達成	1%
	★★★★	令和2年度燃費基準	2%
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※1	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税
	※1	令和2年度燃費基準達成	1%
	※2	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税
	※2	令和2年度燃費基準+5%達成	1%
	※2	令和2年度燃費基準	2%
上記以外		3%	2%

●中量車（車両総重量3.5t以下のトラック）

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★★	令和4年度燃費基準達成	
	★★★★★	令和4年度燃費基準95%達成	1%
	★★★★	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税
	★★★★	令和4年度燃費基準達成	1%
	★★★★	令和4年度燃費基準95%達成	2%
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※1	令和4年度燃費基準達成	非課税
	※1	令和4年度燃費基準95%達成	1%
	※2	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税
	※2	令和4年度燃費基準達成	1%
	※2	令和4年度燃費基準95%達成	2%
上記以外		3%	2%

●重量車（車両総重量3.5t超のバス）

区分		税率	
		自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※3	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税
	※3	平成27年度燃費基準+10%達成	1%
	※3	平成27年度燃費基準+5%達成	2%
	上記以外		3%
		2%	

●重量車（車両総重量3.5t超のトラック）

区分			税率	
			自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※3	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	※3	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	※3	平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
		上記以外	3%	2%

★★★★…平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車

★★★…平成17年排出ガス基準50%低減達成車または平成30年排出ガス基準25%低減達成車

※1…平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準からNox・PM10%低減

※2…平成21年排出ガス基準適合

※3…平成28年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準からNox・PM10%低減